

チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

●中小企業組合検定試験

(平成29年度中小企業組合検定試験「組合会計」第1問より抜粋)

次の1～3の文章は、中小企業等協同組合会計基準の決算関係書類及び監査制度について述べたものです。文章にあるイ～ホについて、語群A～Oの中から最も適切なものを選んでください。

1. (決算関係書類)

中小企業等協同組合法の規定により作成が義務づけられている決算関係書類には、「財産目録」「イ」「損益計算書」「剰余金処分案又は損失処理案」が含まれる。これら決算関係書類は、書面によることなく、ロ記録をもって作成することができる。

2. (連結決算書)

連結決算書とは、ハ関係にある2つ以上の会社からなる企業集団を単一組織体とみなして、組合が当該集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するための決算書である。

3. (監事の人的基準)

監事の役割は極めて重要であり、その職責を考える前提条件として、監事としての適格性が問われなければならない。監事の人的基準としては、一般に、監事として適当な、ニと実務経験を有していることと、当該組合に対して特別のホ関係がないこと(独立性があること)が求められる。

※解答は、11ページをご覧ください。

[語 群]
A. 会計帳簿 B. 共済 C. 業務 D. 継続的 E. 事業報告書
F. 支配従属 G. 慎重さ H. 信用 I. 信頼 J. 専門能力
K. 貸借対照表 L. 電磁的 M. 取引 N. 内部統制 O. 利害

イ	ロ	ハ	ニ	ホ

組合運営 あれこれ Q & A

Q 辞任した役員 の残任義務について

組合の定款では、理事の定数を「6人以上8人以内」と定めており、当初総会で6人を選出していましたが、今回1人の辞任者ができました。この辞任者については、中協法第36条の2により、残任義務があるとのことですが、一方においては中協法第35条第7項では、一定の範囲内(下限の3分の1を超えない範囲)において補充義務を免除しています。

本来、補充義務と残任義務とは表裏一体の関係にあり、一方を免除し一方のみを課するのは妥当とはいえないのではないのでしょうか。また、補充義務だけを免除し、残任義務を課す合理的な理由も考えられません。

以上の理由から今回のケースについては、組合に補充義務もなければ、辞任者について残任義務もないものと判断されそうですがいかがでしょうか。

A

組合における理事の定数は、組合の規模、事業内容等に応じ組合の業務執行上必要な人数を定款で定めたものであり、常に定数を充たしておくべきものです。

理事の実員数が定款上の定数に不足することは、そのこと自体定款違反の状態であり、この場合、速やかに理事の欠員分を補充する手続をとらなければなりません。

また、中協法が第35条第7項において、補充義務規定を置いている所以は、役員に欠員が生じた場合には、組合の業務運営上、早急に補充すべきですが、特に欠員が3分の1を超えた場合には3ヶ月以内という期間を限って補充義務を法文上明確に示した点にあります。すなわち、同項は決して定数の3分の1を超えた欠員が出るまでの補充義務を免除したものではありません。

したがって、設例の場合は定款で定める理事定数(6人)を1人でも欠いた場合は、直ちに該当理事者に残任義務が発生するものというべきで、罰則を伴った補充義務規定がないことを理由にこれを否定すべきものではないと考えられます。

なお、定款において理事の定数に幅をもたせている場合において、下限の人員を選出すると、今回のような事態も生じやすく、「6人以上8人以内」として理事に2人の余裕をもたせた意味がなくなるので今後は定数の上限を選出するようにされたたい。